

【証明書及び手続書類】

ゴム丸太の移動又は除却に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c9 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
RW-R ゴム再造林地	- Document of Land Title - Documents of contractual right and/or authorization - 土地登記簿 - 契約の権利・権限を示す書類	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者
	Trade Contract (Contract between rubber estate and contractor) 売買契約書（ゴム農園・請負業者間の契約書）	Rubber estate and contractor. ゴム農園及び請負業者	
	Letter /Agreement /Contract for removal of logs and wood residues from rubber estate /owner. ゴム農園または所有者からの丸太及び廃材の移動のための文書、同意書または契約書。	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者
		Contractor 請負業者	- Primary Processing Mill - State Forestry Department - 一次加工工場 - 州森林局
	Copies of the documents of Land Title and contractual right and/or authorization. 土地所有及び契約の権利・権限を示す書類の写し	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者
		Contractor 請負業者	- Primary Processing Mill - State Forestry Department - 一次加工工場 - 州森林局
	Trade Contract (Contract between contractor and primary processing mill) 売買契約書（請負業者・一次加工工場間の契約書）	Contractor and primary processing mill. 請負業者及び一次加工工場	
		—	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

④環境影響調査

ライセンス所持者が 500ha 以上の伐採区域、水源地涵養地及び国立公園隣接地での伐採活動並びに他の農産物の生産のための 500ha 以上のゴム林の用地転換を行うときは、環境影響調査並びに環境局への環境影響調査報告書の提出及び環境局による同報告書の承認が必要である。

環境品質法（Environmental Quality Act）第 34 条の A、「所定の活動に起因する環境への影響に関する報告」の規定は、天然資源環境大臣は理事会との協議の上、重大な環境影響を引き起こす可能性のある活動を「規定による活動」として特定するよう命令できること¹⁰、「規定による活動」を行う者は、関係当局から活動に係る承認を受ける前に、環境局長が規定したガイドラインに基づいて環境影響評価を実施し、その報告書を環境局長に提出しなければならないこと¹¹を定めている。

「環境品質に係る命令（環境影響評価）」の附属書第 6 項「林業」の規定は、「規定による

¹⁰ 第 1 項

¹¹ 第 2 項

活動」を行うときは、環境影響評価を事前に実施するよう定めている。この環境影響評価は、環境局の所掌である¹²。

A.永久林、州有林及び私有林における環境影響調査

永久林、州有林又は私有林のライセンス区域が 500ha 以上である場合、水源涵養地がある場合及び国立公園と隣接している場合、ライセンス所持者は、環境影響調査を実施し、環境影響調査報告書を環境局に提出して承認を得るとともに、同報告書に掲げた影響軽減措置を実行しなければならない。

環境影響調査は、ライセンス所持者からの依頼を受けて環境局に登録されているコンサルタントが行い、結果を環境影響調査報告書にとりまとめる。そしてライセンス所持者は、同報告書を環境局に提出して承認を求める。

環境局又は州森林局は、伐採が行われる地域へのライセンス発行及びライセンス所持者への指示を確認し、環境局は環境影響調査を行ったコンサルタントの環境局への登録を確認する。

環境局はライセンス所持者から受領した環境影響調査報告書の内容及びコンサルタントが提案した影響低減措置を評価し、これらを承認したときは承認済環境影響調査報告書をライセンス所持者に発行する。

承認済環境影響調査報告書を受領したライセンス所持者は、同報告書に掲げられている影響低減措置を実行する。環境局は、ライセンス所持者による影響低減措置の実行を監視する。

この手続きは、ライセンス取得者が環境影響評価を要する地域で伐採を計画する度に行う。

【証明書及び手続書類】

環境影響評価に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

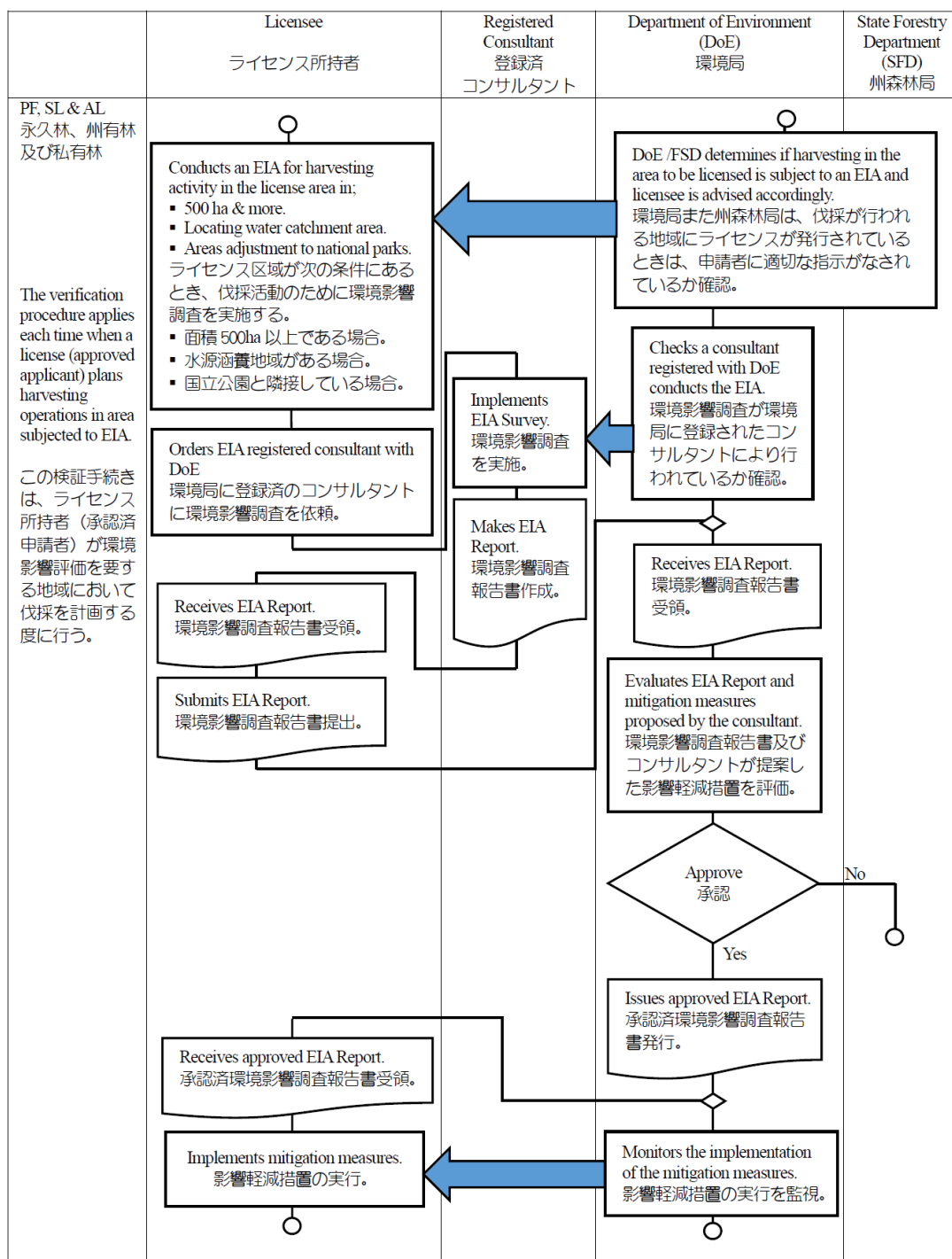
表 4.1.c10 環境影響評価に要する証明書及び書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL & RW-R 永久林、州有林、私有林及び ゴム再造林地	EIA Report 環境影響調査報告書	Registered Consultant 登録済コンサルタント	Licensee ライセンス所持者
		Licensee ライセンス所持者	Department of Environment 環境局
	Approved EIA Report 承認済環境影響調査報告書	Department of Environment 環境局	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

¹² 環境影響評価の手順及び要件の概要は、環境局が 1990 年 10 月に発行した「環境影響評価－手順及び手続」に記載されている。

EIA (Environmental Impact Assessment) Requirements	環境影響調査
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: Department of Environment (DoE)	所管：環境局
Licensee (approved applicant) conducts an EIA for harvesting activity in the licensed area (area for harvesting) in: - The licensed area (area for harvesting) covering an area of 500 ha or more. - A water catchment area; or area adjacent to national parks.	ライセンス所持者（承認済申請者）は次のライセンス区域（伐採区域）での伐採活動のために環境影響調査を行う。 500ha 以上のライセンス区域（伐採区域） - 水源涵養地または国立公園隣接地



資料・監修：マレーシア木材産業庁

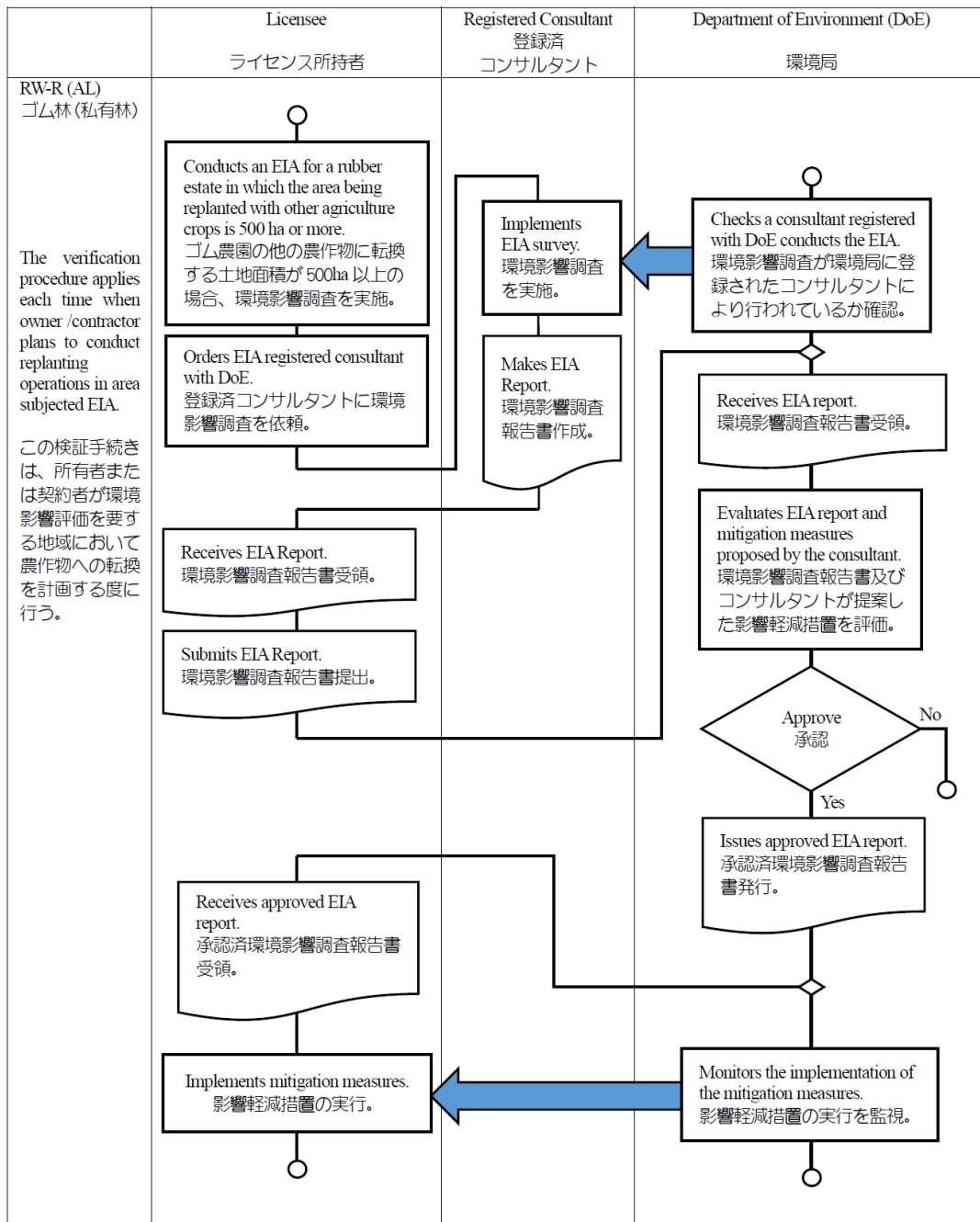
図 4.1.c6 永久林、州有林及び私有林における環境影響調査の手続き

B. ゴム林の農地転換にともなう環境影響調査

500ha 以上のゴム造林地を他の農産物の生産に転換するときは、ライセンス所持者は環境影響調査を行い、環境局に環境影響調査報告書の承認を申請し、その申請が承認されたときは同報告書に掲げられている影響軽減措置を実行する。

この手続きは、永久林、州有林及び私有林における環境影響調査と同じで、所有者又は契約者が環境影響評価を要する地域で農地への土地利用転換を計画する度に行う。

EIA (Environmental Impact Assessment) Requirements (Rubber estates)	環境影響調査 (ゴム農園)
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所: ゴム林 (私有林)
Responsibility: Department of Environment (DoE)	所管: 環境局
Owner /contractor conducts an EIA for a rubber estate in which the area being replanted with other agriculture crops in 500 ha or more.	ゴム農園所有者また請負業者は、500ha 以上の面積で他の農産物の生産のために用地転換するときは、環境影響調査を実施しなければならない。



資料・監修：マレーシア産業庁

図 4.1.c7 ゴム林の用地転換にともなう環境影響調査手続き

⑤計画策定及び土地利用区分登録

永久林の伐採を行うライセンス所持者は伐採計画を作成し、州森林局長の承認を得るとともに伐採を行う全てのライセンス所持者は土地利用区分を作成し、州森林局に土地利用区分又は不動産区分を登録しなければならない。

この手続きは、伐採ライセンスを発行するたびに行う。

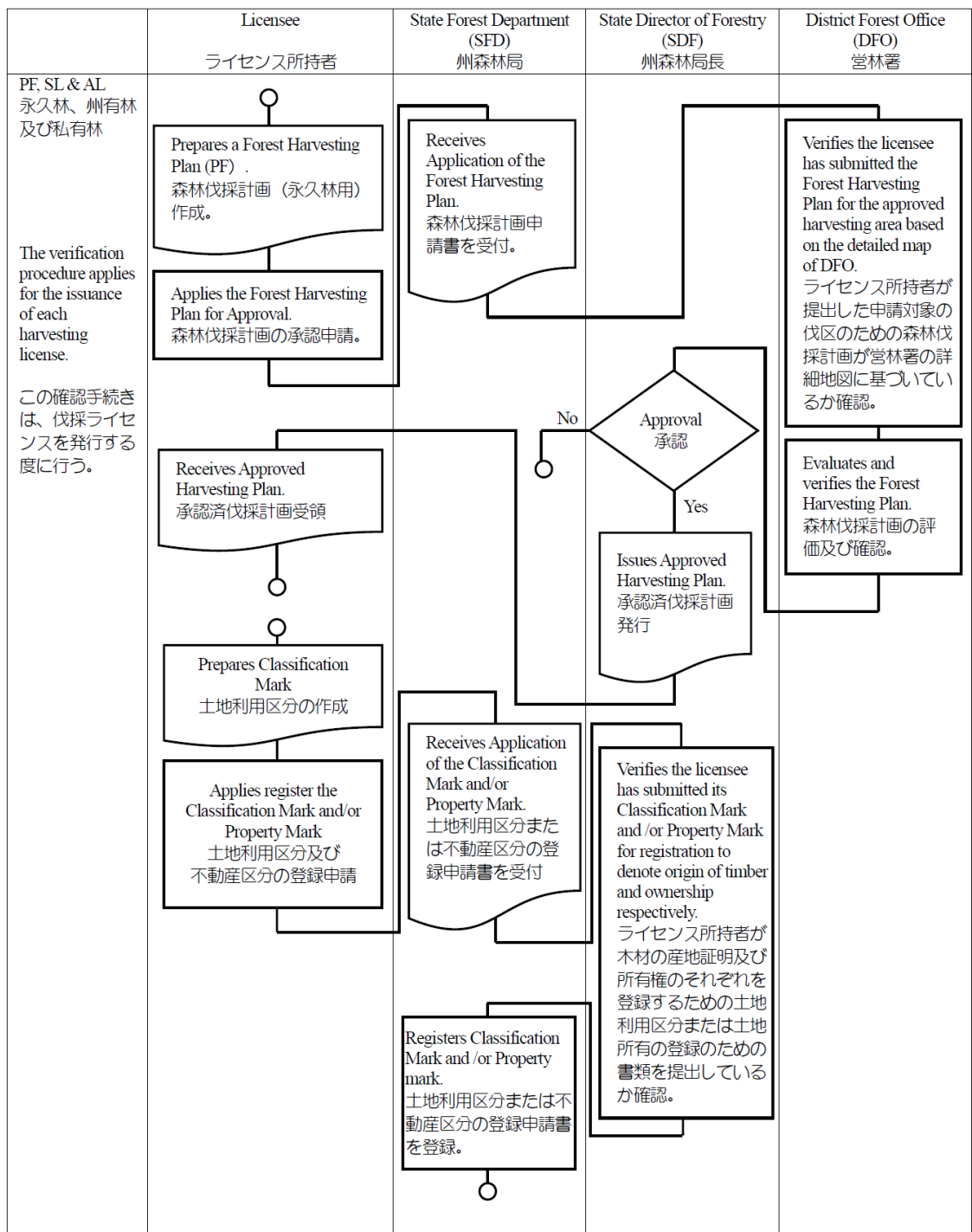
A. 森林伐採計画（永久林用）の承認申請

永久林の伐採を計画しているライセンス所持者は森林伐採計画を作成し、州森林局に同計画の承認申請を行う。申請書を受付けた州森林局は、営林署に申請書を回付する。州森林局から森林伐採計画の回付を得た営林署は、森林伐採計画が営林署の詳細地図に基づいて作成されているか確認した後、同計画の評価及び確認をし、その結果を州森林局長に伝える。営林署から森林伐採計画の評価及び確認を得た州森林局長は、森林計画を承認したときに承認済伐採計画を発行し、ライセンス所持者に送付する。

B. 土地利用区分の登録

ライセンス所持者は土地利用区分を作成し、州森林局に土地利用区分及び不動産区分の登録申請を行う。申請を受けた州森林局は、申請書を州森林局長に回付する。州森林局長は、ライセンス取得者による木材の産地証明及び所有権のそれぞれを登録するための土地利用区分また土地所有の登録のための書類の提出を確認し、これらの確認が完了すると、州森林局が土地利用区分又は不動産区分の登録申請書を登録する。

Plan Preparation and Registration of Classification Mark	計画策定及び土地利用区分登録
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
Licensee (approved applicant) prepares a Forest Harvesting Plan (PF) for the approval of the state Forestry Department (SFD), and to register its classification mark and may also register its property mark with the SFD.	ライセンス所持者（承認済申請者）は、州森林局の承認を得るために森林伐採計画を作成するとともに、土地利用区分または不動産区分を登録しなければならない。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c8 森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録手続き

【証明書及び手続書類】

森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c11 森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL 永久林、州有林及び私有林	Forest Harvesting Plan (PF) 森林伐採計画（永久林用）	Licensee ライセンス所持者	State Forestry Department 州森林局
	Approved Forest Harvesting Plan 承認済森林伐採計画	State Director of Forestry 州森林局長	Licensee ライセンス所持者
	Applies register the Classification Mark and/or Property Mark 土地利用区分及び不動産区分の登録申請	Licensee ライセンス所持者	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

（２）基準２ 林内作業

基準２は、林内作業に係る基準である。この基準には、次の表のように７つの標準を設定している。

表 4.1.c12 基準２ 林内産業のコンテンツ

標 準	区 分
①伐採区域の境界確定	
②立木資源調査	A. 入札予定地域 B. 契約区域又は認可区域
③伐採事前影響評価	
④立木へのタグ及び環印表示	
⑤木材生産管理	A. 産業用造林以外 B. 産業用造林
⑥丸太輸送	
⑦労働安全衛生	

①伐採区域の境界確定

伐採区域の境界確定は、林内作業を行う前に私有の産業用造林地を除く全ての森林で行う。私有の産業用造林地では、私有地を設定するときに測量用石杭を用いた境界確定をしているので、この手順の対象から除外する。

伐採区域の境界確定は、州森林局が行う。

境界の確定を行うために、営林署はライセンス区域の境界設定案を作成し、それに基づいて森林局職員がライセンス区域において境界線上の立木に環印を表示するとともに、境界線上の目印となる立木を数え、環印の下に州森林局の刻印を打刻する。

環印は塗料により樹幹を一周する要領で表示し、ライセンス境界は三本、林班境界は二本、小林班境界は一本の環印を施す。

ライセンス所持者は、州森林局の境界確定作業と平行して境界線の下刈りを行う。

これらの作業が完了すると、州森林局、ライセンス所持者及び請負業者は、境界の確定状況、境界線上の立木に施した環印、境界線の下刈りの状況の立会検査を無作為抽出方式で選定した現場で行う。

立会検査が終了すると、森林監督官は境界確定境界線確認書及び下刈境界線確認書を作成し、営林署に提出する。営林署はこれらの書類を審査し、適合しているものを承認済書類として保管する。



ライセンス境界を示す三本の環印が表示されている。

写真 4.1.c1 環印を施した立木

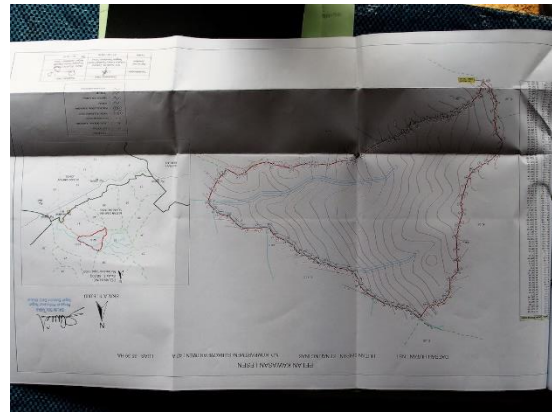


写真 4.1.c2 境界図